

# 新年のごあいさつ

市民の皆様には、令和6年の新春を健やかに迎えることと心よりお慶び申し上げます。

また日頃より市政発展のため、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市議会では、昨年の改選により、9名の新人議員を迎え、新たな議員構成で任期をスタートいたしました。

二元代表制の一翼を担う責務を果たすべく、予算、条例等の重要なテーマについて、市長等と議論を深め、積極的な政策提案ができる「強い議会」を目指し、一丸となって取り組んでおります。

具体的には、様々な議案等を専門的、集中的に審査する分野別の常任委員会の活動をより活発化していくことが重要と考え、年4回の定例会以外にも、この常任委員会による重要事業の調査検討、議会報告会の開催等に取り組んでいるところです。



議長  
小池 智明



副議長  
小池 義治

また、市民の皆様を守る富士市立中央病院の建て替えに向け、新病院建設特別委員会を新たに設置しました。富士保健医療圏の公的基幹病院として、老朽化した中央病院の建て替えは急務であり、可能な限り早期の建設を期するため、建設場所、機能強化策等について集中的に審議してまいります。

なお、本会議のほか、昨年9月から委員会等の様子もインターネットで視聴できるよう整備しましたので、ぜひ御覧ください。

年頭に当たり、皆様の御健勝と御多幸を心から祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

## 11月定例会

### 会期内容

- 11月24日 本会議（開会）**
  - ◇議案1件（単行案）説明・質疑・討論・採決
  - ◇議案23件（補正予算案・条例案・契約案・単行案）説明・質疑・委員会付託
  - ◇陳情1件委員会付託
- 11月27日 委員会**
  - ◇議会運営委員会
- 29日 委員会**
  - ◇総務市民委員会
  - ◇産業教育委員会
- 30日 委員会**
  - ◇福祉保健委員会
  - ◇建設消防委員会
- 12月4日 委員会**
  - ◇議会運営委員会
- 5日 本会議**
  - ◇議案23件、陳情1件委員長報告・質疑・討論・採決
  - ◇議案1件（単行案）説明・質疑・討論・採決
  - ◇議案1件（人事案）説明・採決
  - ◇一般質問

- 6日 本会議**
  - ◇一般質問
- 7日 本会議・委員会**
  - ◇一般質問
  - ◇議会運営委員会
- 8日 本会議**
  - ◇一般質問
- 11日 本会議（閉会）**
  - ◇一般質問
  - ◇議案1件（補正予算案）説明・質疑・討論・採決

### 人事案件

（敬称略）

- 1件の人事案件は、次のとおり同意されました。
- ▷富士市教育委員会委員
  - 塩谷 知一（浅間上町）
  - 保科 悦久（下横割）

# 11月定例会

## 議案の審議結果

※太字は委員会付託議案です。

### ■全会一致で可決、同意した議案

予算	令和5年度 補正予算
富士市一般会計補正予算（第6号）	
富士市一般会計補正予算（第7号）	
富士市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
富士市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	
富士市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
富士市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
富士市水道事業会計補正予算（第1号）	
富士市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	
富士市病院事業会計補正予算（第2号）	

### 条例 条例の改正

富士市特別職の職員の給与に関する条例等
富士市職員の給与に関する条例
富士市精神障害者医療費助成金支給条例
富士市国民健康保険税条例
富士市立学校施設等使用料徴収条例

契約	契約の一部変更 富士市総合体育館等整備・運営事業
その他	財産の処分 富士山フロント工業団地第2期整備事業用地処分
その他	指定管理者の指定 富士市文化会館 富士市立体育館及びその附属施設、都市公園運動施設、富士市東球場、富士市東部スポーツ広場並びに厚原スポーツ公園 富士総合運動公園運動施設及び富士総合運動公園 富士市社会福祉センター 富士市社会福祉センター広見荘 富士市道の駅富士川楽座 富士市都市公園
その他	和解 富士市水戸島元町駐車場の精算機等の破損事故に係る和解
人事	富士市教育委員会委員の任命



## 陳情

パンデミック条約の草案及び国際保健規則改正に係る情報開示等の働きかけを求める陳情  
◇福祉保健委員会にて審査◇

WHOでは、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、将来の感染症の蔓延に備えるため、国際保健規則を改正するとともに、パンデミック条約を新しく制定する協議が進められている。

しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。

よって、市におかれては、草案及び改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知すること、国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること、改正の内容が国家主権を超えて日本国民の自由と人権尊重を侵害しない内容となることを国に働きかけるよう強く要望する。

### 【審査結果】

今後、国に対して要望すべき必要が生じた場合には、県との連携を図りながら、引き続き、国の動向を注視してまいりますとの当局説明を了承することに決しました。